



医政発0331第11号

平成27年3月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



「医療機関外の場所で行う健康診断の取扱いについて」の改正について

今般、予防接種等における医療機関の事務手続の簡素化を図る観点から、「医療機関外の場所で行う健康診断の取扱いについて」（平成7年11月29日健政発第927号厚生省健康政策局長通知）の一部を別添のとおり改正することとしたので通知します。

貴職におかれましては、管下保健所設置市、特別区、関係団体等に対し、改めて今回通知する巡回健診等の医療法上の取扱いについての周知をお願いします。